

出荷制限指示後の管理の考え方

ヤマメ（養殖を除く。以下、同じ。）については、栃木県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ヤマメについて出荷制限が指示された日光市足尾町内の渡良瀬川（支流を含む。ただし、庚申川及びその合流点より上流を除く。）においては、①所属組合員及び遊漁者にヤマメを採捕しないよう周知すること、②キャッチ・アンド・リリース区間については、別紙の管理方針に基づき適切な管理を行うこと、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でヤマメを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売している可能性があるため、県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているヤマメを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

3 その他

日光市足尾町内の渡良瀬川本流及び支流については、関係漁協と連携し、速やかに、かつ継続的にヤマメの検査を実施し、実態を把握するものとする。

キャッチ・アンド・リリース区間管理方針

1. 設定場所

(1) 餅ヶ瀬川

今倉沢川合流点から下流、餅ヶ瀬集会所前までの区間（約300m）

※ 上記の区間以外の、日光市足尾町内の渡良瀬川（支流を含む。ただし、庚申川及びその合流点より上流を除く。）は、魚種を問わず禁漁とする。

2. 設定期間

(1) 出荷制限指示の日から9月19日までの土曜、日曜及び祝日

(2) 日の出から日没まで

※ 上記に指定する日以外はすべての漁場及び魚種を禁漁とする。

3. 監視体制

(1) キャッチ・アンド・リリース区間について、開設日には、監視員1人を配置し、ヤマメの持ち出しをさせないように、常時巡回監視を行う。

(2) キャッチ・アンド・リリース区間を開設しない日には、遊漁券の販売を行わず、漁場全体の巡回監視を行う。

(3) 監視は日の出から日没まで行う。

4. 看板の設置

キャッチ・アンド・リリース区間には、看板を設置し、ヤマメの持ち出し禁止に関して遊漁者への周知を図る。